

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	福祉医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関ヶ原町は、福祉医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

関ヶ原町長

公表日

令和3年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務
②事務の概要	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年関ヶ原町条例第32号)に基づき、乳幼児等、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成している。 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①対象者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査、申請に対する応答 ②福祉医療費受給者証の交付・再交付・返還 ③保険給付の支給
③システムの名称	乳幼児医療システム、重心医療システム、ひとり親医療システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児医療システムファイル、重心医療システムファイル、ひとり親医療システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関ヶ原町住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58 0584-43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関ヶ原町住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58 0584-43-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	I5. ②所属長	住民課長 河島 玲子	住民課長 三宅 芳浩	事後	
平成28年9月16日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年12月18日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年9月16日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年12月18日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	I 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	関ヶ原町総務課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字 関ヶ原 894-58 0584-43-1111	関ヶ原町住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字 関ヶ原 894-58 0584-43-1111	事後	
令和1年6月26日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	関ヶ原町総務課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字 関ヶ原 894-58 0584-43-1111	関ヶ原町住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字 関ヶ原 894-58 0584-43-1111	事後	
令和2年6月23日	I 1③システムの名称	乳幼児医療システム、受度医療システム、ひとり親医療システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバー	乳幼児医療システム、受度医療システム、ひとり親医療システム、宛名管理システム、中間サーバー	事前	
令和3年3月15日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項、関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第2項、関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2	事後	
令和3年3月15日	I 4①. 実施の有無	未定	実施する	事後	
令和3年3月15日	I 4②. 法令上の根拠		番号法第19条第8項 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2	事後	
令和3年8月20日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項、関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2	番号法第9条第2項、関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第2	事後	
令和3年8月20日	I 4②. 法令上の根拠	番号法第19条第8項 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2	(情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1	事前	